

県南広域振興局長告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和7年11月21日

県南広域振興局長 菅 原 健 司

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 水沢米里線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
奥州市江刺愛宕字谷地22番1地先から字後中野33番1地先まで	新	m 41.0~20.2	m 226.6
	旧	20.2~19.9	226.6

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部

イ 期間 令和7年11月21日から同年12月22日まで

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 一関北上線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
奥州市前沢生母字中谷起224番地先から字上谷起218番地先まで	新	m 39.3~7.8	m 727.9
	旧	34.0~7.8	727.9

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部

イ 期間 令和7年11月21日から同年12月22日まで